

# 山口県報

平成20年  
5月8日  
(木曜日)

## 目 次

告示  
家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒方法の実施(畜産振興課).....一



### 山口県告示第二百三十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第十六号)第九条の規定により、家畜の有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

平成二十年五月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 二 区域  
山口県全域
- 三 期日  
平成二十年五月十二日から同月三十日まで
- 四 実施の方法  
鶏、あひる、つばら又は七面鳥の所在する畜舎(家畜防疫員が消毒の必要があると認めるものに限る。)の周囲に消石灰を散布する。

平成二十年五月八日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定價一箇月 金二千七百円（送料共）